

## 3.2)雇用維持のための勤務時間と給与の削減、雇用の一時停止の措置

ブラジル国民の雇用と所得を維持するための大統領暫定措置令（注）MP936 号を公布。

企業が従業員の解雇を阻止するための緊急措置を講じた。

これにより、企業は一定期間従業員への給与を削減または雇いを停止することができる。削減あるいは一時雇用停止期間中の給与は、政府が雇用・所得保全緊急給付金により一部補填する。

### 1. 勤務時間および給与の削減または雇用の一時停止方法

- 削減方法は、企業が従業員の給与と勤務時間に比例して、最大 70%（25%あるいは 50%）まで削減できる（ただし、時給単価は変更不可、また本措置は施行日から 90 日間の時限的措置）。雇用契約の一時停止については、最長 60 日間まで可能。
- 雇用・所得保全緊急給付金の額は、従業員が将来受給しうる失業保険の月額を基準。
- 同措置を利用する企業は、従業員と個別に合意した場合には組合に通知し経済省に申請する。組合の合意が必要なケースもある。同給付金は直接従業員の口座に振り込まれる。
- ただし、雇用停止期間中のリモートワークや遠隔による業務などは認められない。また、勤務時間および給与の削減または及び通常への勤務体制への復帰の後、給付金を活用した期間と同じ期間中解雇も認められない。

### 2. 失業保険の算出について：

1) 失業保険給付額= 最低 1,045~上限値が 1,813. 03 R\$ (直近 3 カ月の平均給与額)

2) 給付額 (時間短縮・減給のケース): 直近 3 カ月の平均給与額をベースに算出

①平均給与額が R\$1,599.61 以下の場合→3 カ月の平均給与額×80%

※①の最高額における失業保険給付額:  $1,599.61 \times 80\% = 1,279.69$  R\$

②R\$1,559.61~R\$2,666.29→R\$1,559.61 以上の額の 50% + R\$ 1,279,69 を足す

※② (給与額 - R\$1,559.61) × 50% + R\$ 1,279,69

③R\$2,666.29 以上 →上限額 R\$1,813.03

3) 給付額 (労働契約停止の場合):

①年間売り上げ 480 万 R 以下の企業 (1 レアル=21 円、約 1 億円)

: 政府が 100%の失業保険 (1,813R\$まで) を給付。

②年間売り上げ 480 万以上の企業: 企業が特別金※(下記 4)参照) として給与額の 30%

を支給。政府が 70%の失業保険を給付。

4) 特別金について:

・失業保険は通常の給料を全額補償することにはならず、一部の補填となる。については企業

と従業員が個別合意にもとづき特別金の支給が可能となる。

・なお、特別金は給料とみなされず、INSS (社会保障費) ,FGTS (勤続年数保証基金) ,IRPF

(所得税) の課税対象外となる。また、同額を損金算入として扱える。

※上記書類は FATOR 佐藤先生の協力を経てジェトロが作成。